

神紅ロゴマーク使用規程

(目的)

第1 この規程は、「農産物の名称に関する商標権の使用許諾取扱要領」（以下、「要領」という）第12条の規定により、島根県オリジナルぶどう品種「神紅」のロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める

(定義)

第2 この規程におけるロゴマークの種類は、別記「神紅ロゴマークレギュレーション」のとおりとする。

(使用の範囲)

第3 ロゴマークの使用は、別表「神紅ロゴマークの表示対象」のとおりとし、「神紅」の宣伝に貢献できると認められる表示方法に限る。

(使用料)

第4 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用の申請・届出)

第5 ロゴマークの使用を希望するものは、様式第1号により島根県農林水産部産地支援課長（以下「課長」という。）あてに使用申請するものとする。

2 第1項に定める申請書は、島根県農林水産部産地支援課に提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、申請を要しない。

(1) 県内市町村が使用するとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用許諾)

第6 ロゴマークの使用の許諾は、要領第4条の規定により行うものとする。

(使用状況の調査)

第7 課長は、ロゴマークの使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、または必要な調査を行うことができるものとする。

(使用の取消)

第8 課長は、第7に規定する調査等においてロゴマークの使用が適切でないと認めるときは、要領第9条の規定により使用許諾の取り消しを行うことができるものとする。

2 前項の規定により認証の取り消しを受けたロゴマークの使用者は、速やかにロゴマークの使用を中止しなければならない。

(その他)

第9 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、令和4年5月27日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年11月6日から施行する。

【別記】

神紅ロゴマークレギュレーション

第1 ロゴデザイン

- (1) カラーまたはモノクロで使用するものとする。
なお、カラーで使用する場合は、図中記載の色指定を厳守すること。
- (2) ロゴの使用にあたり、下記の改変を加えることは禁止する。
 - ①ロゴの縦横比を変更すること
 - ②ロゴの文字部分を削除または打ち文字に置き換えること



【別表】

神紅ロゴマークの表示対象

商標法施行令第二条の規定による商品及び役務の区分	
第3類	せっけん類，歯磨き，化粧品，薫料
第5類	薬剂，医療用試験紙，サプリメント
第29類	冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実，なめ物
第30類	アイスクリームのもと，シャーベットのもと
第31類	果実，木，苗木，種子類，苗，飼料
第32類	ビール，清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース， ビール製造用ホップエキス，乳清飲料， 果実エキス（アルコール分を含まないもの）
第33類	清酒，焼酎，合成清酒，白酒，直し，みりん，洋酒，果実酒， 酎ハイ，中国酒，薬味酒